

茨労発基 1101 第 4 号の 2
令和 5 年 11 月 1 日

関係団体の長 殿

茨城労働局長
(公印省略)

雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り
扱うに当たっての留意事項の一部改正について(通知)

日頃より、労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 66 号)の一部が令和 4 年 1 月 1 日から施行されたこと並びに個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 44 号)及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号)が令和 4 年 4 月 1 日及び令和 5 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、別紙のとおり一部改正されましたので、関係資料を添えて御連絡いたします。

つきましては、関係事業者の皆様にも周知いただくようお願いいたします。